

令和6年度月形町道の駅オープンに向けた 特産品開発を支援します

～月形町ふるさと特産品開発補助事業～

町では、道の駅の令和6年9月開業予定の「道の駅」の魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上のため、特産品開発に重点的に支援することとし、令和5年度に「ふるさと特産品開発事業」を新設し、令和6年度も引き続き事業を実施することとしました。

新たな特産品を開発し、一緒に月形町を盛り上げませんか？

【補助対象者】

- (1) 町内対象者：町内に住所を有する個人・法人・団体
- (2) 町外対象者：道内に本店・営業所・事務所等を有する法人

【補助対象経費】

原材料費・技術コンサルタント料・消耗品費・試験分析費・デザイン費等

【補助金額】

- (1) 町内対象者：補助対象経費の10分の9以内（上限額100万円）
- (2) 町外対象者：補助対象経費の2分の1以内（上限額50万円）

【補助対象事業】

- (1) 新たな産品の開発又は商品化に関するものであること。
- (2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること。
- (3) 開発した産品を納入することに確実性があること。
- (4) 販売予定価格及び販売価格が適正であること。
- (5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること。



【受付期間】

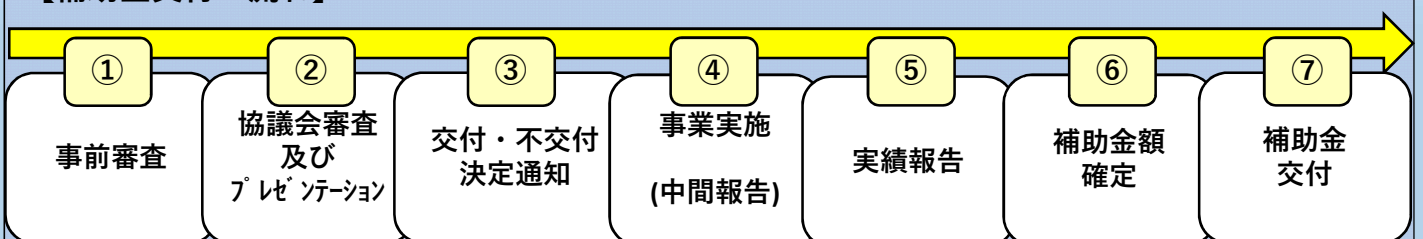
第2期：令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）まで

※担当者による事前審査があるため、申請前に一度担当者までご連絡ください。

【交付決定方法】

- (1) 担当者による事前審査を行います。
- (2) 月形町ふるさと活性化運営協議会において、計画書の内容及び補助率の審査を行います。なお、協議会委員に対し、申請者より計画書のプレゼンテーションをしていただきます。
- (3) 協議会の審査結果を踏まえて、町長が補助金の交付決定を行います。

【補助金交付の流れ】



【申請書類】

申請書の様式は、月形町ホームページからダウンロードすることができます。

URL： <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7569.htm>



※裏面もありますので、必ずご確認ください。

【補助対象経費に係る区分】

| 区分 | 経費の例示 |
|----------------|---|
| (1) 原材料費 | 特産品の開発に直接使用する原材料等の購入に要する経費 |
| (2) 技術コンサルタント料 | 特産品の開発に係る専門家からの専門的指導や助言に係る経費 |
| (3) 消耗品費 | 特産品の開発に係る消耗品費 |
| (4) 試験分析費 | 特産品の開発に係る専門機関等における調査、品質保証表示等を得るための費用、成分分析費等 |
| (5) デザイン費 | 特産品の開発に係るパッケージ、ラベル等製作に要する経費 |
| (6) その他 | 町長が必要と認める経費 |

- ※1 補助対象経費は、試作品の開発までを対象とします。
- ※2 機械器具に要する経費は、リース料のみ対象とし、特産品開発に不可欠で申請者が直接使用するものとする。また、20万円以内を対象とします。
- ※3 次の経費は、補助対象外です。
販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット製作・什器備品購入費など）、
人件費・旅費（交通費、日当、宿泊代等）及び食糧費。

【注意事項】

- (1) 補助対象経費となるのは、補助金の交付決定以降にかかった経費となりますので、補助金の交付決定前に支出された経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。
- (2) 補助金額について、町内対象者1事業者3年間で100万円までを上限、町外対象者1事業者3年間で50万円が上限となります。

本事業は3年間（令和5年度から令和7年度まで）の期限付き事業となります。

令和6年、月形町の新たな一歩となる「道の駅」の開業を、
どうぞ、この機会に一緒に盛り上げましょう！
なお、申請には、事前審査がありますので、申請の前に事業
内容・事業計画等を担当へご相談ください。
また、制度に関しての詳しい内容・申請方法については、お
気軽にお問合せください。



【申込み・問い合わせ先】

〒061-0592 樺戸郡月形町1219番地

担当：月形町役場企画振興課地域振興係 ☎：0126-53-2325（直通）

E-mail：chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp